

3. 避難確保計画の作成方法

< 熊本県様式 >

各種様式や本研修資料は以下の県ホームページに掲載しています
「洪水時における要配慮者利用施設の避難確保計画について」
※「熊本県 要配慮者」と検索してください
※スマートフォンやタブレットから、右のQRコードを
読み込んでもアクセスできます



作成する様式

自衛水防組織を設置する場合

| | 項目 | 様式等 | |
|----------------|--------------------|---------------------------|-----------------------|
| 市町村長へ提出 | 1 計画の目的 | (熊本県様式) | 熊 本 県 様 式 |
| | 2 計画の報告 | | |
| | 3 計画の適用範囲 | | |
| | 4 防災体制 | | |
| | 5 情報収集・伝達 | | |
| | 6 避難誘導 | | |
| | 7 避難の確保を図るための施設の整備 | | |
| | 8 防災教育及び訓練の実施 | | |
| | 9 自衛水防組織の業務に関する事項 | | |
| | - 施設周辺の避難地図 | | |
| 市町村長への提出は不要 | 10 防災教育及び訓練の年間計画 | (国 交 省 様 式) | 様式7 |
| | 11 利用者緊急連絡先一覧表 | | 様式8 |
| | 12 緊急連絡網 | | 様式9 |
| | 13 外部機関等の緊急連絡先一覧表 | | 様式10 |
| | 14 対応別避難誘導一覧表 | | 様式11 |
| | - 自衛水防組織活動要領 | | 別添 |
| | - 自衛水防組織の編成と任務 | | 別表1 |
| - 自衛水防組織装備品リスト | 別表2 | | |

自衛水防組織を設置しない場合

| | 項目 | 様式等 | |
|-------------|--------------------|---------------------------|-----------------------|
| 市町村長へ提出 | 1 計画の目的 | (熊本県様式) | 熊 本 県 様 式 |
| | 2 計画の報告 | | |
| | 3 計画の適用範囲 | | |
| | 4 防災体制 | | |
| | 5 情報収集・伝達 | | |
| | 6 避難誘導 | | |
| | 7 避難の確保を図るための施設の整備 | | |
| | 8 防災教育及び訓練の実施 | | |
| | - 施設周辺の避難地図 | | |
| 市町村長への提出は不要 | 10 防災教育及び訓練の年間計画 | (国 交 省 様 式) | 様式7 |
| | 11 利用者緊急連絡先一覧表 | | 様式8 |
| | 12 緊急連絡網 | | 様式9 |
| | 13 外部機関等の緊急連絡先一覧表 | | 様式10 |
| | 14 対応別避難誘導一覧表 | | 様式11 |
| | 15 防災体制一覧表 | | 様式12 |

市町村への提出様式

避難確保計画(洪水)の作成事例【熊本県様式】のポイント

洪水時の避難確保計画
 【対象施設名称：〇〇〇〇】
 作成日：令和〇年〇月〇日
 担当者 職・氏名：(職名)・(氏名)
 連絡先 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 計画の目的
 この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告
 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を〇〇市(町村)長へ報告する。

3 計画の適用範囲
 この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者(以下、「利用者等」という。)に適用するものとする。

【施設の状況】

| 利用形態 | 通所 | 入所(長期) | 入所(短期) |
|------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※該当する利用形態全てに「○」を記入

| 昼間・夜間 | 利用者 | | 施設職員 | | 休日 | 利用者 | | 施設職員 | |
|-------|-----|-----|------|-----|----|-----|-----|------|-----|
| | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | | 休日 | 休日 | 休日 | 休日 |
| | 〇〇名 | 〇〇名 | 〇〇名 | 〇〇名 | | 〇〇名 | 〇〇名 | 〇〇名 | 〇〇名 |

4 防災体制
 防災体制確立の判断時期及び役割分担は下表のとおりとする。

| | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
|----------|---|--|--|
| 注意 体制 | 以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル2】 [警報・注意報]洪水注意報発表 [洪水予報]△△川(〇〇観測所)氾濫注意情報発表※ [水位到達警報]△△川(〇〇観測所)氾濫注意水位到達※ [洪水キキクル]△△川(注意(黄色))※ | 洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 | 情報収集係要員 避難誘導要員 |
| | 以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル3】 [避難勧告等]高齢者等避難の発令 [警報・注意報]洪水警報発表 [洪水予報]△△川(〇〇観測所)氾濫警戒情報発表※ [水位到達警報]△△川(〇〇観測所)避難判断水位到達※ [洪水キキクル]△△川(警戒(赤))※ | 洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 入浴(所)者家庭への事前連絡 外来診療中止の掲示 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導(避難準備・高齢者等避難開始等) | 情報収集係要員 避難誘導要員 情報収集係要員 情報収集係要員 情報収集係要員 避難誘導要員 |
| 非常 体制 | 以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル4】 [避難勧告等]避難指示の発令 [洪水予報]△△川(〇〇観測所)氾濫危険情報発表※ [水位到達警報]△△川(〇〇観測所)氾濫危険水位到達※ [洪水キキクル]△△川(非常に危険(紫))※ | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

※対象河川が複数の場合は各々記入すること。
 ※基準水位が設定されていない河川については、洪水キキクル等で状況を確認すること。
 ※洪水予報は、国管理河川(白川、緑川、菊池川、球磨川)においてのみ発表されることに留意すること。

- ① 「穴埋め形式」で避難確保計画を作成できるようになっています。
- ② 赤字や黄色着色している部分が記載する部分です。
- ③ その他の部分は、市町村の特性や施設の実態によって修正する必要がある部分です。

計画作成後、市町村に提出する資料
 ⇒ 避難確保計画

計画作成は必要であるが、市町村には提出不要である資料
 ⇒ 様式7～12 (個人情報を含むため)

計画の目的・報告・適用範囲

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|-----|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 1～3 | 計画の目的等を整理する | 様式集(洪水)の記載を基本とする。 | <input type="checkbox"/> |

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

①計画の目的を記載

計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を〇〇市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者（以下、「利用者等」という。）に適用するものとする。

②計画を作成したことを〇〇市長に報告する文面を記載

【施設の状況】

| 利用形態 | 通所 | 入所 (長期) | 入所 (短期) |
|------|----|------------|------------|
| | | | |

※該当する利用形態全てに「○」を記入。

③利用形態、利用者の人数等を記載

※状況が大幅に変更となった場合は、各時点で修正して再提出

| 昼間・夜間 | 利用者 | | 施設職員 | | 休日 |
|-------|-----|-----|------|-----|---------|
| | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | |
| | 〇〇名 | 〇〇名 | 〇〇名 | 〇〇名 | 休日: 〇〇名 |
| | 〇〇名 | 〇〇名 | 〇〇名 | 〇〇名 | 休日: 〇〇名 |

- ・ 利用者を一人避難させるために、スタッフが何人必要ですか？
- ・ 休日、夜間に対応できますか？ 職員の参集計画、連絡体制は大丈夫ですか？

防災体制① 【いつ避難するか】

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|-----------------------------|---|--------------------------|
| 4 | 「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する | 施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきかけ(トリガー情報)を設定する。 | <input type="checkbox"/> |

4 防災体制

防災体制確立の判断時期及び内容

| | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
|------|---|---|---|
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合。 【警戒レベル2】 [警報・注意報]洪水注意報発表。 [洪水予報] <u>△△川(○観測所)</u> 氾濫注意情報発表※。 [水位到達情報] <u>△△川(○観測所)</u> 氾濫注意水位到達※。 [洪水キキクル] <u>△△川</u> 注意(黄色)※。 | 洪水予報等の情報収集。 使用する資器材の準備。 | 情報収集伝達要員。 避難誘導要員。 |
| | 以下のいずれかに該当する場合。 【警戒レベル3】 [避難勧告等]高齢者等避難の発令。 [洪水警報発表] <u>△△川(○観測所)</u> 氾濫警戒情報発表※。 [洪水予報] <u>△△川(○観測所)</u> 氾濫警戒情報発表※。 [水位到達情報] <u>△△川(○観測所)</u> 避難判断水位到達※。 [洪水キキクル] <u>△△川</u> 警戒(赤)※。 | 洪水予報等の情報収集。 使用する資器材の準備。 入院(所)者家族への事前連絡。 外来診療中止の掲示。 周辺住民への事前協力依頼。 要配慮者の避難誘導(避難準備・高齢者等避難開始発令時)。 施設内全体の避難誘導。 | 情報収集伝達要員。 避難誘導要員。 情報収集伝達要員。 情報収集伝達要員。 情報収集伝達要員。 避難誘導要員。 避難誘導要員。 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合。 【警戒レベル4】 [避難勧告等]避難指示の発令。 [洪水予報] <u>△△川(○観測所)</u> 氾濫危険情報発表※。 [水位到達情報] <u>△△川(○観測所)</u> 氾濫危険水位到達※。 [洪水キキクル] <u>△△川</u> 非常に危険(紫)※。 | | |

- ①どの河川で浸水するか確認
- ②どの地点の水位観測所で判断するかを確認
※複数ある場合は複数河川を記載

④活動内容や対応要員については、必要に応じて、修正

※同じ河川と地点名

③河川名・地点名は次ページで確認。
※対象河川が複数の場合は各々記入してください。

警戒レベル3で避難を開始して完了できるように、警戒レベルごとの防災態勢を施設関係者で検討・共有してください。

防災体制② 【参考・災害リスクの把握】

- 災害リスクは、ハザードマップで確認しましょう。
- ハザードマップは、市町村が配付しています。市町村のウェブサイトでも確認できます。
- 国土交通省のハザードマップポータルサイトから「わがまちハザードマップ」や「かさねるハザードマップ」でも確認できます。

〇〇市 ハザードマップ



わがまちハザードマップ



重ねるハザードマップ



全国の市町村が作成したハザードマップを地図や災害種別から簡単に検索することができます

わがまちハザードマップトップページ

災害種別から選択する

地図から選択する

青色で表示されている市町村はインターネットでハザードマップを公開しています

各市町村のページ

洪水、津波、土砂災害、ため池ハザードマップを公開していることがわかります

各市町村のハザードマップ公開ページに移動しハザードマップを閲覧できます

防災に役立つ災害リスク情報などを地図や写真に自由に重ねて表示することができます

閲覧できる情報

- 洪水浸水想定区域
- 道路冠水想定箇所
- 緊急輸送道路
- 事前通行規制区域
- 代表的な災害の航空写真
- 指定緊急避難場所

その他の画面で表示できる情報

- 治水地形分類図
- 明治期の低湿地
- 活断層図
- 火山基本図
- 予防的通行規制区域
- 色別標高図
- 自由な色別標高図
- 土砂災害警戒区域等
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害危険箇所
- 予防的通行規制区域
- 過去から現在までの空中写真
- 土地条件図
- 沿岸域土地条件図
- 大規模土造成地

防災に役立つ情報を一元的に閲覧できます

防災体制③ 【参考・浸水の原因となる河川の確認方法】

確認手順

- ① 「防災情報くまもと」で検索してください。
- ② トップページから、「ハザードマップ」をクリックし、移動後のページで「洪水」をクリックしてください。
- ③ 画面上の地図を拡大し、貴施設の位置をクリックすると、浸水の原因となる河川名、浸水の深さ、関係する水位観測局が表示されます。

①

防災情報くまもと
Kumamoto Disaster Prevention Portal

トップページ | ニュース | 避難情報 | 気象・警戒情報 | 観測情報 | 地震・津波・火山 | **ハザードマップ**

トップページ > ハザードマップ

ハザードマップ

※浸水想定区域の洪水情報表示時、ハザードマップの浸水想定区域をクリックすると、浸水する深さが確認できます。

浸水想定区域

- 洪水**
- 津波
- 高潮

ため池

- ため池情報

土砂災害警戒区域・特別警戒区域 (R2.6月時点)

- 指定箇所

地域名,住所を入力して検索

富合町南田

③

| 洪水浸水想定 浸水深 | |
|------------|----------|
| 緑川：国管理 | 0.5~3.0m |
| 潤川 | 0.5m未満 |
| 浜戸川 | 0.5m未満 |

洪水浸水想定 浸水深

| | |
|---------|----------|
| 緑川：国管理 | 0.5~3.0m |
| 潤川 | 0.5m未満 |
| 浜戸川：県管理 | 0.5m未満 |

防災体制④ 【参考・河川の水位観測局について】

河川の水位観測局(例:球磨地域)※他地域分は県ホームページに掲載しています。

| 水系名 | 河川名 | よみがな | 管内 | 観測局名 | 管理者 | 所在地 |
|-----|-----|-------|----|------|-------|--------------------------------|
| 球磨川 | 球磨川 | くまかわ | 球磨 | 古屋敷 | 熊本県 | 球磨郡水上村大字江代字古川又218の1 |
| 球磨川 | 球磨川 | くまかわ | 球磨 | 多良木 | 国土交通省 | 球磨郡多良木町中鶴455-5(中鶴橋下流約20m) |
| 球磨川 | 球磨川 | くまかわ | 球磨 | 深田 | 熊本県 | 球磨郡あさぎり町古町118の2番地 |
| 球磨川 | 球磨川 | くまかわ | 球磨 | 一武 | 国土交通省 | 球磨郡錦町大字木上(錦大橋下流800m) |
| 球磨川 | 球磨川 | くまかわ | 球磨 | 人吉 | 国土交通省 | 人吉市中城町25(水の手橋上流300m) |
| 球磨川 | 球磨川 | くまかわ | 球磨 | 県人吉 | 熊本県 | 人吉市下青井町28-2番地 |
| 球磨川 | 球磨川 | くまかわ | 球磨 | 渡 | 国土交通省 | 球磨郡球磨村大字三浦字小渡1548番地(相良橋下流150m) |
| 球磨川 | 球磨川 | くまかわ | 球磨 | 大野 | 国土交通省 | 球磨郡球磨村大字神瀬江川40(大野大橋下流150m) |
| 球磨川 | 万江川 | まえかわ | 球磨 | 万江川 | 熊本県 | 人吉市井ノ口町地内 |
| 球磨川 | 胸川 | むねかわ | 球磨 | 胸川 | 熊本県 | 人吉市西間上町 西間児童公園内 |
| 球磨川 | 川辺川 | かわべかわ | 球磨 | 五木宮園 | 国土交通省 | 球磨郡五木村大字宮園(五木北小学校前) |
| 球磨川 | 川辺川 | かわべかわ | 球磨 | 神屋敷 | 国土交通省 | 球磨郡五木村九折瀬 |
| 球磨川 | 川辺川 | かわべかわ | 球磨 | 元井谷 | 国土交通省 | 球磨郡五木村元井谷(元井谷取水堰上流100m) |
| 球磨川 | 川辺川 | かわべかわ | 球磨 | 四浦 | 国土交通省 | 球磨郡相良村大字四浦字舟渡795-1(田代橋上流100m) |
| 球磨川 | 川辺川 | かわべかわ | 球磨 | 柳瀬 | 国土交通省 | 球磨郡相良村柳瀬(柳瀬橋下流200m) |
| 球磨川 | 川辺川 | かわべかわ | 球磨 | 県川辺 | 熊本県 | 球磨郡相良村大字川辺1759-2 |
| 球磨川 | 湯山川 | ゆやまかわ | 球磨 | 湯山 | 熊本県 | 球磨郡水上村美所尾469 |

①

②

③

① 自施設の浸水の原因となる河川を確認

② ①の河川に対応する観測局を確認

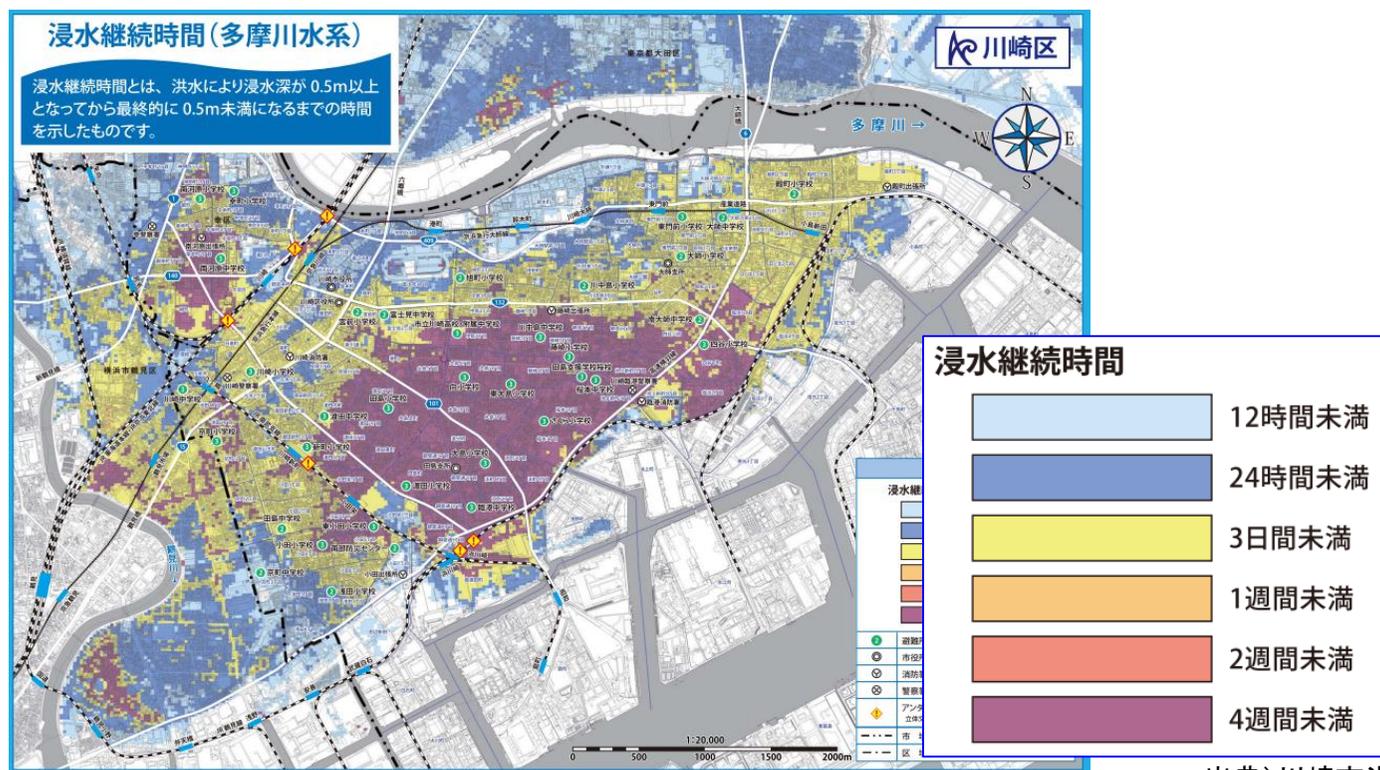
③ 所在地を確認し、施設に近接している観測局を選択

※施設が2地点の中間に位置している場合は複数の観測局を選択

※水位観測局にない河川については、「キキクル」を参考にしてください

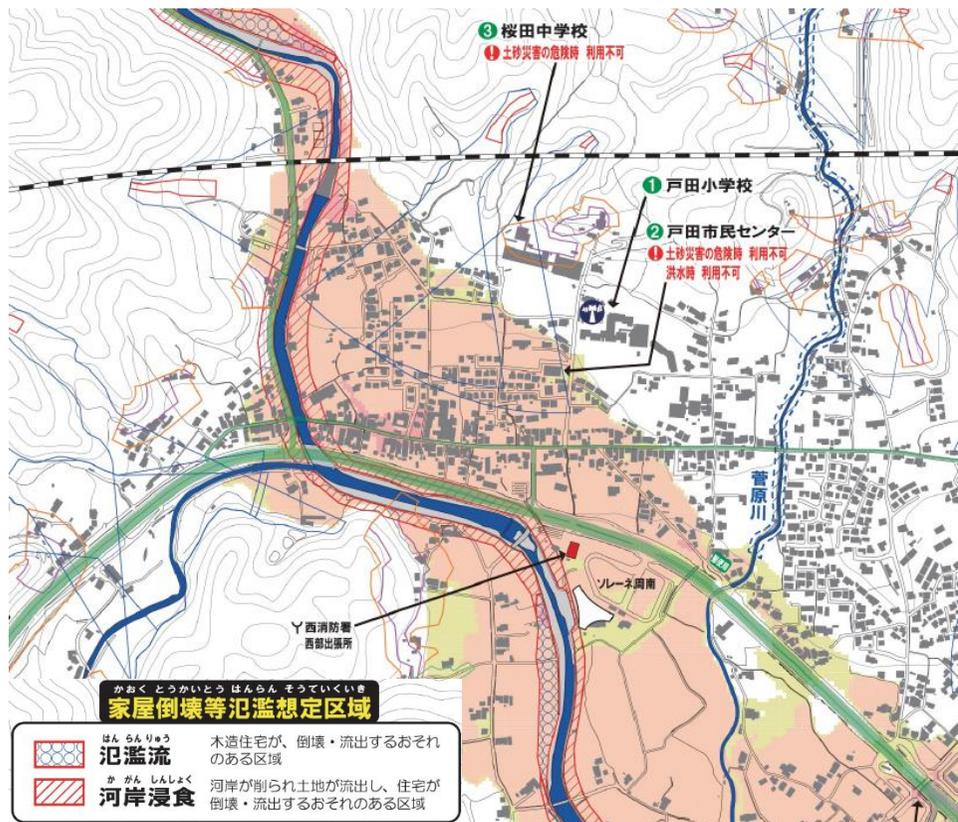
防災体制⑤ 【参考・浸水継続時間】

- 想定される浸水継続時間は、市町村が公表しているハザードマップや国または都道府県が公表している洪水浸水想定区域で確認できます。
- **浸水継続時間が長くなると、水や食糧、薬等の確保が困難**になるおそれがあります。また、**電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない**時間が長くなるおそれもあります。
- 屋内安全確保を選択する場合には、**浸水継続時間に応じた対策が必要**です。
※避難には、施設内にとどまって安全を確保する「屋内安全確保」と施設外に移動する「立退き避難」があります。



防災体制⑥ 【参考・家屋等倒壊氾濫想定区域】

- 家屋等倒壊氾濫想定区域は、河川の氾濫による水の流れや河岸が削られることによって建物が倒壊するおそれのある区域です。
- 家屋等倒壊氾濫想定区域は、市町村が公表しているハザードマップや国や都道府県が公表している洪水浸水想定区域図に示されています。
- この区域に該当する場合には、屋内安全確保は選択できません。
※避難には、施設内にとどまって安全を確保する「屋内安全確保」と施設外に移動する「立退き避難」があります。



出典)周南市洪水ハザードマップ

氾濫した洪水の流速が早く、
木造家屋が倒壊するおそれのある区域



出典)平成27年9月関東・東北豪雨(鬼怒川)

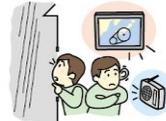
洪水の際に河岸が削られて、
家屋が倒壊するおそれのある区域



出典)平成28年8月北海道大雨(十勝川)

防災体制⑦ 【参考・避難開始のタイミングの考え方】

- 避難開始は、原則として、市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。ただし、利用者全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、この発令を待つことなく**早めに避難を開始することが必要**です。
- また、夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害の発生が切迫するおそれがある場合には、**日没までの立退き避難を完了**するようにしましょう。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を選択することが、**利用者の安全確保につながります**。事前休業の実施基準を満たした場合は、**躊躇することなく事前休業の実施を判断することが重要**です。

| | | | | | |
|-----------|---|--|---|---|---|
| 警戒 レベル | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 避難 情報等 | 早期注意情報 (警報級の可能性) | 大雨注意報 洪水注意報 | 高齢者等避難 | 避難指示 | 緊急安全確保 |
| 施設の 行動 | 情報収集  | <ul style="list-style-type: none"> ● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断  | 避難開始  | 避難完了  |  |

防災体制⑧ 【各班員の役割】

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|----------------|--------------|--------------------------|
| 4 | 防災体制の組織を具体的に記載 | 各班員の役割を確認する。 | <input type="checkbox"/> |

防災体制を担う組織は下表のとおりとする。

管理権限者(○○○○) (代行者 ○○○○)

①管理権限者・代行者を確認し、記載

| | 役職及び氏名 | 役割 |
|---------------|---------------|--|
| 情報収集・ 伝達要員 | 班長: (役職) ○○○○ | <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した情報収集及び記録。 ・施設職員や避難支援協力者に必要事項を報告・伝達。 ・館内放送等による避難の呼び掛け。 ・関係者及び関係機関との連絡。 |
| | 班員: (役職) ○○○○ | |
| | 班員: (役職) ○○○○ | |
| | ... | |
| 避難誘導要員 (※) | 班長: (役職) ○○○○ | <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の実施。 ・未避難者、要救助者の確認。 ・避難器具の設定や操作。 ・移動用車両の手配。 ・要配慮者等の装備品の装着。 |
| | 班員: (役職) ○○○○ | |
| | 班員: (役職) ○○○○ | |
| | ... | |

③必要に応じて、役割を修正

②組織の班員や役割を確認のうえ、氏名を記載

場合は、「装備品等準備要員」を設置すること。

防災体制⑨ 【参考・施設における防災体制の例】

- 利用者の円滑な避難を確保するためには、防災体制を機能的に組織する必要があります。
- 職員だけで利用者の避難支援が困難な場合には、**地域住民や利用者の家族、地元の企業等の外部の協力も得て体制を構築**しましょう。
- また、夜間や休日などに迅速に駆けつけることができる**緊急参集者も決めておく**ことが重要です。

職員一人一人が担当する内容を把握し、いざというときに対応できるようにしましょう！

- ①全体を指揮する
「統括指揮者」



- ②情報収集や伝達を担当する
「情報連絡班」



- ④避難に必要な設備や装備品等を
点検し準備する「**装備品等準備班**」



- ③利用者の避難支援を担当する
「**避難誘導班**」



防災体制⑩ 【参考・統括指揮者の役割の例】

- 統括指揮者の役割は、状況を把握し**全体を指揮**することです。
- 警戒レベル等に応じて、職員等の召集や**避難開始の判断**を行います。
- 通所施設においては、**事前休業の判断**も行います。

| レベル | 統括指揮者 | 対応イメージ |
|-------------------------|---|--|
| 警戒レベル1 災害への心構えを高める段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断 | <p>明日、警報が発表される可能性が高い。 高齢者等避難が発令されるかもしれない。 避難の手順を確認しておこう。</p>  <p>事前休業の判断も考えておこう！</p> |
| 警戒レベル2 <注意体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・状況把握、指揮 ・職員等召集 ・(避難開始判断) | <p>夜中に、高齢者等避難が発令されるかもしれない。 参集職員に声をかけておこう。</p>  <p>川の水位がキケンです</p> <p>情報連絡班 統括指揮者</p>  <p>施設の体制を整えてください。</p> |
| 警戒レベル3 <警戒体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・状況把握、指揮 ・避難開始判断 | <p>避難場所まで避難を開始します</p>  |
| 警戒レベル4 <非常体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・(緊急安全確保の判断) | <p>利用者の状況確認及び支援</p>   |

防災体制⑪ 【参考・情報連絡班の役割の例】

○ 情報連絡班の役割は、防災気象情報や避難情報を収集し、統括指揮者や職員に情報を伝達することや、市町村等の関係機関や避難先、利用者の家族と連絡を取り合うことです。

| レベル | 情報連絡班 | 対応イメージ |
|--------------------------------|---|--|
| 警戒レベル1 災害への心構えを高める段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等収集 ・職員への情報伝達 | <p>災害級の大雨が予想されています。今後の情報に注意してください。</p> <p>台風進路や大雨の予想情報を確認</p> <p>情報伝達</p> <p>台風の大雨により施設が浸水するかもしれません</p> |
| 警戒レベル2 <注意体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・職員や避難支援協力者へ連絡 | <p>大雨や川の水位の最新情報を確認</p> <p>川の水位がキケンです</p> <p>報告</p> <p>統括指揮者</p> <p>連絡</p> <p>避難をするので手伝ってください</p> <p>地域の避難支援者</p> |
| 警戒レベル3 <警戒体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、水位情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡 | <p>避難情報が発令されました</p> <p>共有</p> <p>避難情報が発令されました</p> <p>統括指揮者</p> <p>施設関係者全員</p> <p>連絡</p> <p>今から〇〇施設へ避難します。</p> <p>保護者</p> |
| 警戒レベル4 <非常体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等への連絡 | <p>●●施設は系列の〇〇施設へ全員避難しました。</p> <p>市役所等へ</p> |

防災体制⑫ 【参考・避難誘導班の役割の例】

- 避難誘導班の役割は、利用者の避難誘導を行うことです。
- 避難誘導を行うにあたって、事前に誘導方法の確認や避難ルートの確認を行います。避難完了後は、利用者の点呼も行います。

| レベル | 避難誘導班 | 対応イメージ |
|-------------------------|---|---|
| 警戒レベル1 災害への心構えを高める段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・(避難誘導體制の確認) ・(避難ルートの確認) |  <p>避難先と避難経路を確認しておこう。</p>  <p>利用者の一人一人の避難方法を確認しておこう。</p> |
| 警戒レベル2 <注意体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導體制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始) | |
| 警戒レベル3 <警戒体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導開始 <p>■ 立退き避難</p>   | <p>■ 屋内安全確保</p>    |
| 警戒レベル4 <非常体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導) | <p>利用者の状況確認及び支援</p>    |

防災体制⑬ 【参考・装備品等準備班の役割の例】

- 装備品等準備班は、避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備します。
- また、避難に必要な移動用の車両手配や避難先への持ち出し品の運搬、利用者への装備品の装着等を行います。

| レベル | 装備品等準備班 | 対応イメージ |
|-------------------------|--|---|
| 警戒レベル1 災害への心構えを高める段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備) | <p>車いすなどを確保できているか</p>  <p>必要な備蓄品は確保できているか</p>  |
| 警戒レベル2 <注意体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備 ・移動用車両の手配 | <p>すぐ使えるところにあるか</p>  <p>避難に必要な車両は確保できたか</p>  |
| 警戒レベル3 <警戒体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者への装備品の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品等を運搬 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 服装の着替え  ■ 移動の準備  ■ リフト車への移動  |
| 警戒レベル4 <非常体制> | <ul style="list-style-type: none"> ・避難先での持ち出し品等の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者の支援に必要な薬や食料の確保・管理  |

防災体制⑭ 【事前休業の判断】

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|------------------|------------------|--------------------------|
| 4 | 事前休業の判断基準を具体的に記載 | 事前休業の判断基準等を確認する。 | <input type="checkbox"/> |

● 事前休業の判断について

早期注意情報（警報級の可能性）の「中」または「高」が発表されている場合や大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。

また、午前8時の時点で、〇〇市（町村）に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断となる防災気象情報等

- ・ 高齢者等避難
- ・ 暴風警報又は特別警報
- ・ 大雨警報又は特別警報
- ・ 洪水警報

事前休業の判断基準等を確認し、記載

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をすること。

情報収集・伝達① 【情報収集先の整理】

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|------------|----------------|--------------------------|
| 5 | 情報収集先を整理する | 必要な情報収集先を追加する。 | <input type="checkbox"/> |

5 情報収集・伝達

情報収集・伝達は、下表のとおりとする。

収集する情報や収集方法を必要に応じて追加

主な情報及び収集方法

| 収集する情報 | 収集方法 |
|---|--|
| 防災気象情報（気象庁） ・ 早期注意情報（警報級の可能性） ・ 洪水注意報、洪水警報 ・ 大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・ キキクル（大雨・洪水警報の特別分布） ・ 洪水予報 | ・ テレビ、ラジオ ・ 熊本地方気象台ホームページ、熊本県統合型防災情報システム ・ 国土交通省ホームページ（川の防災情報） ・ 熊本県防災情報メール |
| 避難情報（市町村） ・ 警戒レベル3 高齢者等避難 ・ 警戒レベル4 避難指示 ・ 警戒レベル5 緊急安全確保 | ・ テレビ、ラジオ ・ 市町村防災無線・ホームページ ・ 市町村メール通知サービス、熊本県防災情報メール ・ 緊急速報メール 等・熊本県防災情報メール |
| 避難所開設情報（市町村） ・ 指定緊急避難場所や福祉避難所の開設状況 | ・ テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、市町村への問い合わせ |
| 道路の通行止め情報 | ・ 日本道路交通情報センターホームページ 等 |

情報収集・伝達② 【参考・防災気象情報や避難情報の収集】

- 防災気象情報や避難情報は、初動体制の確立や避難開始の判断等をするために必要なものです。
- **収集する情報の内容や入手方法、伝達する情報の内容と伝達先をあらかじめ決めて確認しておきましょう。**

| 種類 | 名称 | 入手手段 と 伝達イメージ |
|--------|--|---|
| 台風等の情報 | <ul style="list-style-type: none"> ■週間天気予報、天気予報 ■台風情報 ■早期注意情報 | <ul style="list-style-type: none"> □テレビのデータ放送 □ラジオ |
| 雨の情報 | <ul style="list-style-type: none"> ■大雨注意報、洪水注意報 ■大雨警報、洪水警報 ■土砂災害警報情報 ■大雨特別警報 ■降水短時間雨量予測 ■キキクル(危険度分布) | <ul style="list-style-type: none"> □インターネット |
| 河川の情報 | <ul style="list-style-type: none"> ■氾濫注意情報 ■氾濫警戒情報 ■氾濫危険情報 | <ul style="list-style-type: none"> □防災情報メール □スマートフォンアプリ |
| 避難の情報 | <ul style="list-style-type: none"> ■警戒レベル3(高齢者等避難) ■警戒レベル4(避難指示) ■警戒レベル5(緊急安全確保) | |

熊本県防災情報メール

登録したメールアドレス宛てに水位情報や各市町村が発令した避難情報がプッシュ式に発信されます

登録手順

- ① 「熊本県防災情報メール」で検索
- ② 案内に沿って「t-kumamoto-pref@sg-p.jp」に空メールを送信
- ③ 受信したい情報を設定
【洪水に備えるために必ず設定していただきたい項目】
 - ・ 気象注意報・警報・特別警報
 - ・ 指定河川洪水予報／河川水位超過情報
※浸水の原因となる河川、**関係する水位観測局**を選択してください（次頁参照）
 - ・ 避難に関する情報
 - ・ 県、市町村からの防災等に関するお知らせ
 - ・ エリア選択（市町村、河川水位観測局）
※施設が所在する市町村に加え、浸水の原因となる河川、**関係する水位観測局**を選択してください（次頁参照）。

熊本県防災情報メール

検索

携帯電話に発信された防災情報メール（河川水位超過情報）の内容

13:14 76%

←

【警戒レベル4相当情報】氷川水位超過情報 受信トレイ ☆

熊本県防災情報... 2020/7/11
To: 自分 ↓

【警戒レベル4相当情報】松本橋観測局の水位は、07月11日07時20分に氾濫危険水位に達しました。
現在の水位 2.65m
(氾濫危険水位2.65m)

詳細な情報は<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/rireki/saigai/suii.html>

情報収集・伝達④ 【情報伝達先の整理】

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|------------|-------------------|--------------------------|
| 5 | 情報伝達先を整理する | 必要な情報伝達先を追加・修正する。 | <input type="checkbox"/> |

情報連絡班等が行う情報伝達の内容・伝達先等

| 警戒レベル | 対象情報 | 伝達内容 | 伝達先 |
|------------|--------------------------|--|-----------------|
| 警戒レベル 1 | 早期注意情報 ※警報級の可能性「高」 | 大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。災害への心構えを高める段階です。 | 施設職員 |
| | 事前休業のお知らせ ※総括指揮者の判断確認 | 〇日は、大雨が予想されているため、施設を休業することになりました。 | 施設利用者の家族 |
| 警戒レベル 2 | 職員への招集連絡 | 〇〇注意報発表のため、施設へ参集してください。 | 施設職員 |
| | 大雨・洪水注意報 | 〇〇注意報が発表されました。 | 避難支援協力者 |
| | 氾濫注意情報 | 注意体制をとる段階です。 | |
| 警戒レベル 3 | 高齢者等避難 | 高齢者等避難が発令されました。 | 施設職員 |
| | 避難先の開設情報 | 避難先の〇〇は開設されています。 | |
| | 大雨・洪水警報 | 〇〇警報が発表されました。 | 避難支援協力者 |
| | 氾濫警戒情報 | 警戒体制をとる段階です。 | |
| | 避難開始の連絡 | 〇〇では〇時〇分に避難を開始しました。 | |
| 警戒レベル 4 | 避難指示 | 避難指示が発令されました。 | 施設職員 避難支援協力者 |
| | 氾濫危険情報 | 〇〇川に氾濫危険情報が発表されました。非常態勢をとる段階です。 | |
| | 土砂災害警戒情報 | 土砂災害警戒情報が発表されました。非常態勢をとる段階です。 | |
| | 避難完了連絡 | 〇〇では〇時〇分に避難を完了しました。 | 〇〇市〇〇課 TEL : |

伝達内容や伝達先を必要に応じて追加・修正
(市町村の担当窓口を併せて追記)

避難誘導① 【避難経路図(別紙1)の作成】

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|---------------|---|------|
| 6 | 避難先・避難経路を整理する | <p>安全な場所を避難先・経路とする設定を基本とする。</p> <p>必要な場合には垂直避難も検討する。</p> | □ |

別紙 1

【施設周辺の避難経路図】
洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

| 施設名 | 建物階数 | 浸水深 |
|------|------|------|
| ●●●● | ●階 | ●~●m |

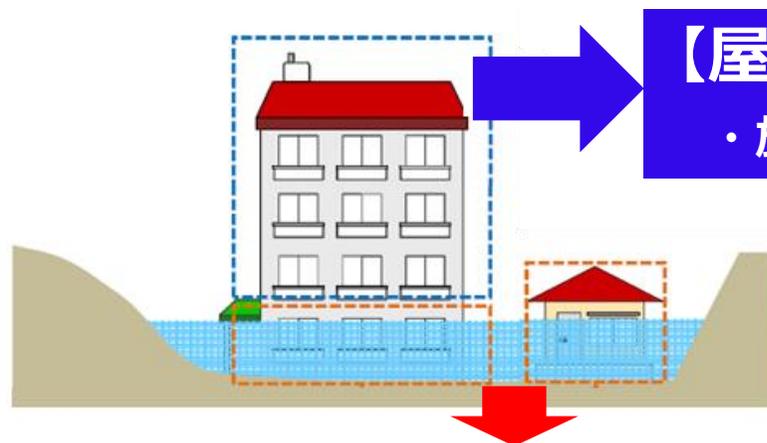
①施設からの避難先と避難経路を記載してください。
②避難先は状況に応じて選択できるように、避難先と避難経路は複数考えておきましょう。

- キレイな図面として作る必要はありません。
- 施設の方々が、以下を共有することが大切です。
- 避難先と避難経路がどこか。
- 避難経路上で気をつけておきたいことはないか。
- 作成した避難経路図は施設内に掲示しておきましょう。

「施設名」、「建物階数」、「浸水深」を記載して下さい。

避難誘導② 【参考・避難先検討時のポイント】

- 立退き避難は、浸水想定区域等の災害リスクにある場所の施設を離れ、浸水想定区域外の避難先に避難することであり、避難行動の基本です。
- 浸水想定区域等の災害リスクのある場所の施設であっても、浸水深より高い階に移動することによって、利用者の安全を確保することが可能な場合があります。こうした施設で、施設内に留まって避難するのが「屋内安全確保」です。



【屋内安全確保】

- ・ 施設の浸水深より高い階

注意：浸水が継続する間生じる可能性がある支障を許容できること。

（水、食糧、薬等の備蓄品の確保、電気、ガス、トイレ等の利用可能か確認）。

【立退き避難】

- ・ 系列の施設や同種・類似の施設
- ・ 市町村が指定する指定緊急避難場所や指定(福祉)避難所
- ・ 近隣の安全な場所
- ・ 宿泊施設

避難誘導③ 【参考・避難先検討時のポイント】

○ 避難先は、災害の種類に応じた場所を選定しましょう。次のページに選定フローを示しますので確認してください。

| | | | |
|---|--|--|---|
| 災害種類 | 洪水 | | 雨水出水 |
| 想定区域 | <p>家屋倒壊等氾濫想定区域</p>  | <p>浸水のおそれがある区域</p>  | <p>浸水のおそれがある区域</p>  |
| 災害種類 | 土砂災害 | | 津波 |
| 想定区域 | <p>土砂災害(特別)警戒区域</p>  | <p>浸水のおそれがある区域</p>  | <p>浸水のおそれがある区域</p>  |
| <p> このオレンジ色の災害は、 家屋倒壊・流失(家ごと流される)の危険があります！</p> | | | |

避難誘導④ 【参考・避難先選定フロー】



ハザードマップで施設の危険性を確認しましょう

1 施設が下記の区域に該当する はい いいえ

家屋倒壊等氾濫想定区域

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

津波による
浸水のおそれがある区域

はい

2 施設の浸水深より高い所に避難スペースがある はい いいえ

3階以上 水に浸かる 2階まで、

2階以上 水に浸かる 1階は、

水に浸かる 床下は、

いいえ (高い所にスペースがない)

3 浸水継続時間

避難スペースにて
電気や通信、
水道、トイレ等が
使用可能である

はい いいえ

はい

施設内の高い所に
屋内安全確保

施設外の避難先に 立退き避難

- 系列の施設や
同種・類似の施設

- 市町村が指定する
指定(福祉)避難所、
指定緊急避難場所

- 近隣の安全な場所
- 宿泊施設

避難誘導⑤ 【避難先の整理】

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|----------|--|--------------------------|
| 6 | 避難先を整理する | 別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、 移動に必要な時間を想定 する。 | <input type="checkbox"/> |

①別紙1で検討した避難先の情報を記載

| | 名称 | 移動距離 | 移動手段 |
|--------|----|-------|--|
| 避難場所 | | () m | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台 |
| 屋内安全確保 | | | |

②移動手段と当日の体制（スタッフの人数）を考えてみましょう。

③屋内安全確保の場合は、施設内の避難場所の階数や部屋の名前等を書きましょう。

検討時のポイント！

■移動距離と移動手段を想定し、

「移動に必要な時間」

を考えて下さい。

■停電によるエレベータ停止なども考慮しておきましょう。

避難に必要な設備の整備

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|---------------|--|--------------------------|
| 7 | 避難に必要な設備を整理する | 避難に必要なエレベーターや車椅子などの設備を整理する。 設置場所や保管場所も日頃から確認しておく。 | <input type="checkbox"/> |

7 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりであり、日頃からその維持管理に努めるものとする。

| 分類 | 設備等 | 数量 | 設置場所・保存場所 |
|--------|---------------------|----|------------------|
| 通常の設備 | エレベーター | ○ | (例) 施設中央部 (1～3階) |
| | 上下階の移動のできる大型スロープの設置 | ○ | ○○ |
| | 車椅子 | ○ | ○○ |
| | その他 (○○○○○○○○○○) | ○ | ○○ |
| 緊急時の設備 | 停電対策としての非常用電源の設置 | ○ | (例) 2階機械室 |
| | 土のう | ○ | ○○ |
| | 止水板 | ○ | ○○ |
| | 階段昇降機の設置 | ○ | ○○ |
| | その他 (○○○○○○○○○○) | ○ | ○○ |

※該当のない設備は数量欄に0と記入すること

必要に応じて、内容を修正
※各施設によって必要なものを選定する

避難に必要な装備品や備蓄品の整備

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|--------------|---|--------------------------|
| 8 | 装備品や備蓄品を整理する | 避難誘導時 に加え、避難先での滞在(避難生活)に 必要な装備品・備蓄品 を整理する。 | <input type="checkbox"/> |

①必要に応じて、内容を修正
 ※各施設によって必要なものを選定する

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備・備蓄品は下表に示すとおりであり、日頃から維持管理に努める。

| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
|----------|---|
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、パソコン、タブレット、携帯電話、ファックス、電池・非常用電源 |
| 避難誘導・避難先 | 名簿（施設職員、施設利用者）、案内旗、ビブス、懐中電灯、ハンドマイク、雨具、ライフジャケットやヘルメット、避難ルートを示したマップ、救急用品、移動用の車両、衛生用品や衣料品、電池や携帯充電器 【施設内の一時避難】水、食料、寝具、防寒具 【高齢者、乳幼児、障がい者等】おむつ、おしりふき、おやつ、おんぶひも、常備薬 【その他】カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）、ウェットティッシュ、ゴミ袋、タオル 等。 |

検討時のポイント！

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。
- ② 避難所等での 避難生活時に必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。
- ③ 水害時に活用できる状態かを確認する。

<留意事項：上層避難の対応について>

- 上層避難の場合、長期化や孤立等により、水や食料、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定されます。
- 必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、避難生活の長期化に留意して下さい。

防災教育及び訓練

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|-----------------|---|--------------------------|
| 8 | 防災教育・訓練の計画を整理する | 避難訓練は出水期前 に実施する。 設定した日程を様式5(下部)に反映する。 | <input type="checkbox"/> |

防災教育及び訓練の実施

- 年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。
- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する
- 避難を円滑かつ迅速に確保するために、この訓練の実施により改善すべき点等が生じた場合は、本計画を適宜修正する。

①基本的に施設のスケジュールを記載していただければ問題ありません

④必要に応じて、内容を修正

②避難訓練は**出水期前**に行うことを基本としてください

③職員の入替わりや異動等をきっかけに時期を設定すると効果的

自衛水防組織の業務に関する事項

| 項目 | 様式の目的 | 作成・検討時のポイント | チェック |
|----|--------------|---------------|--------------------------|
| 9 | 自衛水防組織を位置付ける | 様式集の記載を参考にする。 | <input type="checkbox"/> |

9 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった全職員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき遅滞なく、当該計画を〇〇市町村長へ報告する。

①設置する場合に限り記載が必要
(努力義務)

②必要に応じて、内容を修正

③設置した場合、市町村に報告が必要

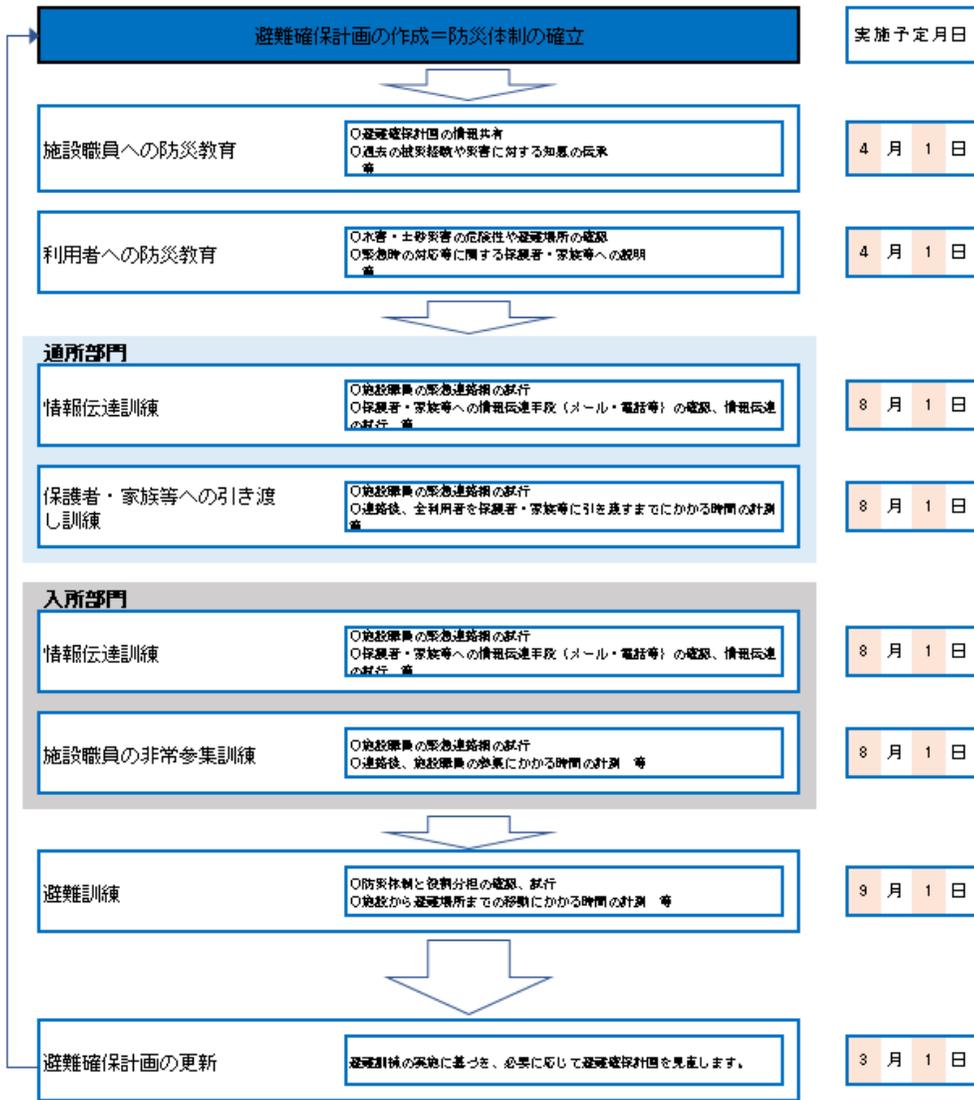
その他様式の説明 (提出不要)

※施設にて保管しておいてください。

【様式 7】 防災教育及び訓練の年間計画

10 防災教育及び訓練の年間計画

様式 7



- ◆ 従業員への避難確保計画の内容を共有するための『防災教育』の日程を決めておきましょう。
- ◆ 避難訓練の実施日程を決めておきましょう。
- ◆ 職員のための訓練でも訓練です。できる訓練から実施しましょう。
- ◆ 訓練は失敗して、課題を見つけることが重要です。繰り返しの訓練がいざという時に役立ちます。

【訓練による好事例】

・施設利用者を“移動させる避難”ではなく、日常業務における“災害時にも対応できる工夫を考える訓練”が全従業員にて実施できていたことで利用者の命を守ることができた事例もあります。



【様式8】利用者緊急連絡先一覧表

様式8

1.1 利用者緊急連絡先一覧表

| | 利用者 | | | 緊急連絡先 | | | | その他 |
|---|------|----|---------|-------|----|---------------|---------|---------------|
| | 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 | (緊急連絡先等) |
| 1 | 〇〇〇〇 | 84 | 〇市1丁目×× | △△△△ | 娘 | 012-3456-7890 | 〇市1丁目×× | 090-1234-5678 |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |

- ・ 前日の休業や休園の場合、利用者の保護者等への連絡方法、連絡先、連絡内容を決めていますか？

休園・休止の保護者への連絡

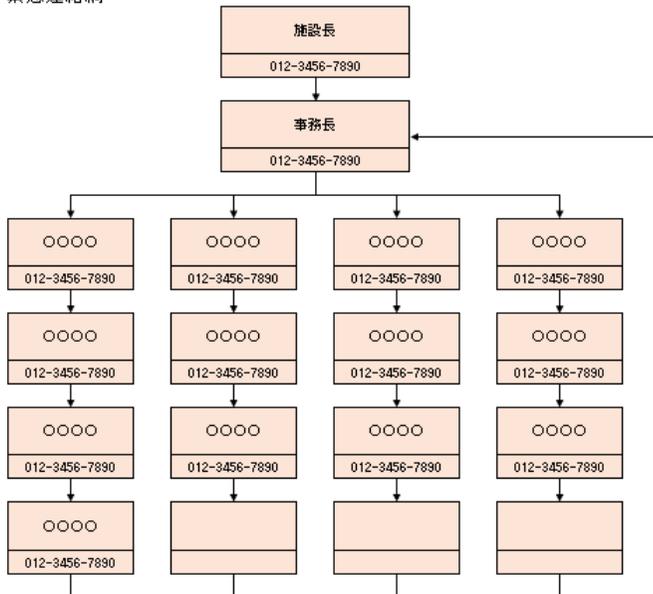


【様式9】 緊急連絡網

【様式10】 外部機関等の緊急連絡先一覧表

1 2 緊急連絡網

様式9



- ◆ 緊急の連絡網や外部機関等との連絡先を決めていますか？
- ◆ いつでも、連絡がつかますか？

【訓練による声】

- ・ 夜間（夕方）に抜き打ち連絡訓練を実施した結果、連絡が届かなかった職員がいたため、連絡網の見直しを行いました。
- ・ 携帯が繋がらないこともあるため、複数の伝達手段を確保することとしました。
- ・ 緊急の連絡網には、電話とメールに加えて、SNSを活用することとしました。

1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

様式10

| | 連絡先 | 備考 |
|-----------|---------------|----|
| 市町村（防災担当） | 012-3456-7890 | |
| 市町村（福祉担当） | 012-3456-7890 | |
| 消防署 | 012-3456-7890 | |
| 警察署 | 012-3456-7890 | |
| 避難誘導等の支援者 | 012-3456-7890 | |
| 医療機関 | 012-3456-7890 | |



【様式11】 対応別避難誘導一覧表

様式11

1.4 対応別避難誘導一覧表

| 氏名 | 連絡先 | 対応内容 | 移動手段 | | 担当者 | 備考 |
|------|---------------|------|--------|--------|------|-------|
| | | | 立ち退き避難 | 屋内安全確保 | | |
| 〇〇〇〇 | 012-3456-7890 | 1 | 徒歩 | 階段 | 〇〇〇〇 | 要介護度1 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

避難先へ移動
 1 単独歩行可能 2 介助必要 3 車いすを使用
 4 ストレッチャーや担架が必要 5 その他
その他の対応
 6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

◆ 利用者全員を避難させるために必要な時間を把握していますか？

- ・利用者一人ひとりの対応は異なります。
- ・各利用者を避難させるための対応内容、対応時間を整理（イメージ）してください。
- ・日常サービス等の中で確認することで気づき（避難時の知恵）を得ることができます。

利用者の特性を考慮した役割分担



【様式12】防災体制一覧表

様式12

1.5 防災体制一覧表

管理権限者（ 施設長 ）（代行者 事務長 ）

| | 担当者 | 役割 |
|--------------|----------------------------|---|
| 情報収集 伝達要員 | 班長（ 管理職員 ） | <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡 |
| | 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○ | |
| 避難誘導要員 | 班長（ 管理職員 ） | <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 |
| | 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○ | |

◆ 施設の防災体制として、管理権限者、情報収集伝達要員、避難誘導要員を決めていますか？

【防災体制の工夫】

- ・ 決定した防災体制（役割分担）は必ずしも全員参集できるとは限りません。
- ・ 一人二役以上の役割をこなせるように訓練しておきましょう。

管理権限者



情報収集伝達要員



避難誘導要員



【別 添】 自衛水防組織活動要領

【別表 1】 自衛水防組織の編成と任務

【別表 2】 自衛水防組織装備品リスト

別添

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者（施設長）（代行者 事務長）

| | 担当者 | 役割 |
|--------|--|---|
| 総括・情報班 | 班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○ | <input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡 |
| 避難誘導班 | 班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○ | <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 |

別表 2

自衛水防組織装備品リスト

| 任務 | 装備品 |
|--------|----------------------|
| 総括・情報班 | 名簿（施設職員、利用者等） |
| 避難誘導班 | 様式3 避難確保資器材一覧に掲げるもの。 |

避難確保計画作成後の取組

■ 計画に位置付けた「やるべきこと」を「できること」に【訓練】

- ・計画を検討する際は、「やるべきこと(必要性)」の観点が必要ですが、計画作成後は、計画に整理した様々な項目を「できること(着実性)」としていく取組が欠かせません。
- ・水防法改正で計画作成と同時に義務化された「避難訓練」の実施が必要です。

■ 災害は、想定どおりに発生してくれるとは限らない【確認】

- ・避難確保計画は、地区ごと・施設ごとに異なる災害リスクを踏まえて検討・作成が進められますが、災害自体、事前の想定どおりに発生してくれるとは限りません。また災害時の職員体制や施設利用者の体調なども様々であると考えられます。
- ・避難訓練では、「想定外(計画の見落とし)はないか」、「より効果的に避難できる(助かる)ための工夫はないか」といった視点で、作成した計画を確認することが大切です。

■ みんなで助け合い、みんなで助かるための見直し【改善】

- ・避難時の移動や避難先での生活の支援など、災害時に地域との関わりは重要な意味を持ちます。施設単独でできることに加え、他の施設やご近所など、地域との連携によってできることの広がりはないかなどの視点から計画を見直すことも有効です。
- ・災害時にみんなが助かる計画として充実・改善を続けることが大切です。

今後の予定(避難確保計画の提出について)

作成した避難確保計画は、
各市町村防災担当課(本講習会案内の発出元)へ
令和5年3月31日(金)までに郵送、メール、持参により
提出してください。

質問窓口

1 計画の提出、避難先に関する事

【各市町村防災担当課】

2 防災気象情報に関する事

【熊本地方気象台 担当:宮田】

電話番号 :096-324-3283

メールアドレス:h-miyata@met.kishou.go.jp

3 浸水の原因となる河川、水位観測局に関する事

【熊本県土木部河川課 担当:上村】

電話番号 :096-333-2511

メールアドレス:kasen@pref.kumamoto.lg.jp